令和2年

第2回廃棄物等処理問題特別委員会会議録

令和2年11月26日開会

柳泉園組合議会

令和2年第2回

廃棄物等処理問題特別委員会会議録

令和2年11月26日 開会

議事日程

1 陳情第3号 情報公開の説明を求める陳情

1 出席委員

1番野島武夫2番三浦猛3番村山順次郎4番後藤ゆう子5番森しいち6番稲垣裕二7番原和弘8番山崎美和

9番 清 水 ひろなが

2 関係者の出席

管 理 者 並木克巳 渋 谷 金太郎 副管理者 副 管 理 者 丸 山 浩 一 鹿島宗男 助 役 会計管理者 渋 谷 千 春 清瀬市都市整備部長 南澤志公 東久留米市環境安全部長 下川尚孝 西東京市みどり環境部長 青 柳 元 久

3 事務局・書記の出席

 総務課長
 横山雄一

 施設管理課長
 山田邦彦

 技術課長
 米持譲

 資源推進課長
 濱野和也

書記 近藤修一

 書記
 上里直樹

 書記
 八角秀亮

 書記
 田中佐知

午後 3時02分 開会

○委員長(山崎美和) 定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第2回廃棄物等処理問題特別委員会を開催いたします。

○委員長(山崎美和) 当委員会に付託されました陳情は1件でございます。

JANA (HINATITION OF THE COLUMN COLUMN

陳情第3号「情報公開の説明を求める陳情」を議題といたします。

提出者は、東京都清瀬市中里 4-1 3 2 3-2 5、山田文子さん外 1 8 名でございます。 執行部より報告することはございますか。

○技術課長(米持譲) それでは、陳情第3号「情報公開の説明を求める陳情」について、 意見を述べさせていただきます。先ほど資料を配付させていただきました、お手元の資料 1を御覧になりながらお聞きください。

陳情事項として、発注図書の情報公開請求に対して、要求水準書が開示されてきた経緯 に対して説明を求めるというものでございます。

陳情趣旨では3点ございます。

1点目。情報公開請求された情報に対して、その情報とは違う別の名称の情報を出すことは、情報公開の趣旨に反しないか。

2点目。発注図書は330万3,850円かけて当組合が契約事業者から入手した成果品であり、今回示された要求水準書は、僅か1.5ページの書類でこの金額を払ったのか。

3点目。この発注図書はあるのかないのかでございます。

まず1点目、情報公開請求された情報に対して、その情報とは違う別の名称の情報を出すことは、情報公開の趣旨に反しないかでございます。この開示請求につきましては、請求者が何を求めているかを確認した上で文書の特定を行っておりますので、名称は異なっておりますが、開示した文書が請求対象の文書であったということでございます。

そのため、情報公開請求の件名、内容のとおり公開していることから、情報公開の趣旨には反してございません。この件につきましては、顧問弁護士に確認しております。

続いて、2点目では、発注図書は330万3,850円かけて当組合が契約事業者から入

手した成果品であり、今回示された要求水準書は僅か1.5ページの書類でこの金額を払ったのかでございます。このクリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託にある柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務の業務内容となります。

発注図書が330万円ということについては、この業務における発注図書を作成するまでの業務内容であり、基本事項の整理として、現場調査等を行い、大規模補修箇所の確認、工事内容を決定し要求水準書に反映させること、見積仕様書の作成として、大規模補修を含む仕様書を作成し見積り徴取すること、見積設計図書の審査として、基本事項の整理及び見積仕様書の作成の見積仕様を基に見積設計図書を審査し、総事業費を積算すること、最終発注仕様書の作成として、大規模補修の最終発注図書を作成することとなっており、成果品として要求水準書及び総事業費積算書が作成されるものであります。

このことから、ページ数の量で判断するものではございませんので、問題はございません。この委託業務につきましては、5社による入札を経て決定しておりますので、内訳金額につきましても、落札事業者の裁量の範囲であります。また、柳泉園長期包括運営管理アドバイザリー業務の業務内容についても、事業継続契約の締結までの一連の手続に必要となる事項の業務支援として、実施方針の作成から入札手続に係る入札説明書、要求水準書、各種様式集、事業契約書、質疑回答等の一連書類の作成及び柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会の運営支援等の業務が含まれており、入札を経て決定しておりますので、内訳金額につきましても落札事業者の裁量の範囲でございます。

この柳泉園長期包括運営管理アドバイザリー業務の成果品の要求水準書(案)については、柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務で策定した大規模補修に該当する発注図書を含めた要求水準書を、柳泉園長期包括運営管理アドバイザリー業務において、柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会によって審査を通して完成するものであり、取りまとめられることで双方を兼ねているものであります。

最後に、3点目については、発注図書はあるのか、ないのかでございます。こちらは、前回の定例会で説明したとおり、この発注図書につきましては、要求水準書に取りまとめられて存在しており、あるということでございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業については、環境省による廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きに基づいて、提案型による総合評価によって事業者を決定し、運営、補修業務まで含む包括的業務でございます。

このことから、我々の考える一般的な発注図書につきましては、ホームページで既に公

開しております実施方針から入札公告による入札説明書、要求水準書、各種様式集、事業契約書、質疑回答等の一連の書類を発注図書と考えております。一方、陳情者の主張する発注図書は、通常の建設工事などの契約にあたり、請負契約の入札などに必要不可欠な設計図書や仕様書のことでありますが、この長期包括運営管理事業は、運営、補修業務まで含む包括的業務であり、要求水準書に基づいて行われております。そのため、大規模補修等については、要求水準書に仕様等について記載されており、設計図書や工程表は、事業を実施する際に事業者が申請し、承諾することで行われるものであります。

以上のことから、柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務の項目においての成果品として、最終発注仕様書を作成することで要求水準書となり、また、そのうち大規模補修の発注図書に該当する部分についても、情報公開決定通知において補足説明しているとおり、要求水準書に取りまとめられて存在しております。以上2点についても、顧問弁護士に確認しております。

この陳情と同様の内容については、第3回定例会の廃棄物等処理問題特別委員会に提出されまして、この要求水準書につきましては、委員の皆様にしかるべき手続を経て、適正に調製されたものと御理解をいただき、明らかとなり、不採択に決したことを申し添えます。

以上、陳情に対する意見とさせていただきます。

- ○委員長(山崎美和) それでは、これより意見、質疑等をお伺いいたします。挙手をお願いいたします。
- ○3番(村山順次郎) 御説明があったとおり100%ではないのですけれども、一定、 共通の趣旨が含まれた陳情が前回定例会でも提出をされているという経過だということは 私も認識はしております。

情報公開請求とそれに対する開示の在り方という問題提起も、陳情の中では一部あるのですが、今の御説明で改めて今回のこの件に関して適正に情報開示がなされたと。陳情とともに提出された請求書と、それに対する決定書を見ても、御説明にあったとおり、その書面だけではなく、一定の応答、やり取りをして、何を求められているのかというのを特定した上で提供している、開示決定をしているという御説明も含めて、その点から言っても、本件、この問題に関する開示請求に対する決定については、適正に行われているのかなという理解をしております。今後とも、公正で適切な情報公開請求があれば、それに対応していくということは求めていきたいと思います。

1点お伺いをしたいのは、前回も一定議論があった上で、今回御説明もいただき、陳情が提出されることを想定していたわけではないのですが、資料要求でクリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託仕様書、これも提供いただいて、これも読ませていただいた上でお聞きをするのですが、形式的には、この仕様書5ページに大きな4、柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務というものがあり、それとは別に大きな5ということで、柳泉園長期包括運営管理事業アドバイザリー業務というものがあって、その大きな5の中に業務内容という項目があって、1)、2)、3)とその中身が書かれていて、3)の中に幾つか作成するべき書面、書類があって、その中に要求水準書案というものが含まれていると。形式的には、この段階では別々の書面が作られると読めるのですね。結果、要求水準書としてまとめられた形で作成をされたというもの、御説明も実際そうだったと思います。

私は、前回も言いましたが、要求水準書そのものをとがめ立てるものでもないと思っておりますし、その後の事業者の選定及びその選定された事業者との契約等々、議会に対する議案の取扱い等においては若干課題はありましたけれども、少なくとも事業者と柳泉園組合との間の契約行為については過不足なく執行されていったと。それはこの仕様書に基づく業務が一定適正に行われたがゆえに、そういう結果に至っていると思います。

お聞きしたいのは、最初この仕様書を締結した、仕様書を作成した段階では、形式的には別々に作るつもりであったもの、その予定だと思われるものが、結果的に一つになった理由ですね。前回もお聞きしたところ、選定委員会で検討、審査されて、最終的に要求水準書が作成されたと、経過はこれで分かるのです。選定審査委員会でなぜ一つに取りまとめられて、要求水準書という形で調製、作成をされたのかというその理由のところなのですね。そこだけお聞きするので、そこだけお答えいただきたいと思います。

○技術課長(米持譲) それでは、取りまとめられました理由について、答弁させていただきます。

この取りまとめにつきましては、柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会で の合理的な判断の下で取りまとめ、成果品としたものでございます。

○委員長(山崎美和) ほかにございますか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎美和) それでは、以上をもって質疑等を終結いたします。 採決に入る前に、本陳情に係る討論についてお諮りいたします。 討論につきましては、本会議の場で行うことといたしたいと思いますが、これに御異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(山崎美和) 御異議なしと認めます。よって、本陳情に係る討論は本会議で行うことに決しました。

これより陳情第3号「情報公開の説明を求める陳情」を採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○委員長(山崎美和) 挙手なしであります。よって、陳情第3号「情報公開の説明を求める陳情」を不採択することに決しました。

以上をもって本日の審査案件は全て終了いたしました。

これにて令和2年第2回廃棄物等処理問題特別委員会を閉会といたします。

午後 3時17分 閉会

柳泉園組合議会特別委員会条例第23条第1項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会特別委員会委員長 山 崎 美 和